

# 令和8年2月定例農業委員会議事録

1. 日 時 令和8年2月25日(水) 15:55~16:50
2. 場 所 本山町役場 議場
3. 出席委員 (14名)
  - 1番 河邑 一雄 (職務代理者)
  - 2番 澤田 紀夫
  - 3番 右城 雄一
  - 4番 田岡 勇二
  - 5番 澤田 耕一
  - 6番 真鍋 朋三
  - 7番 津田 洋介
  - 8番 松葉 晶夫
  - 9番 澤田 久典
  - 10番 澤田 博
  - 11番 伊藤 彰信
  - 12番 松村 茂雄
  - 13番 川口 洋
  - 14番 川村 隆重 (会長)
4. 欠席委員 (0名)
5. 出席推進委員 (2名) 和田 裕盛 田岡 優
6. 欠席推進委員 (0名)
7. 農業委員会事務局  
書 記 上村 有美
8. 議事日程  
議事録署名委員の指名 12番 松村 茂雄 13番 川口 洋  
会議書記の指名 事務局書記 上村 有美
  - 第1 農業振興地域整備計画の変更について
  - 第2 地域計画変更(案)に対する意見聴取について
  - 第3 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 第4 農用地利用集積等促進計画(案)について
  - 第5 非農地証明願について
  - 第6 農地法第3条の3(相続による権利移動)について
  - 第7 利用権の修了(農用地利用集積計画)について
  - 第6 その他の件
    - ・連絡事項等
    - ・その他

会 長： 挨拶・・・

ただ今より、令和8年2月定例会を開会いたします。

それでは、議事録署名委員は、12番、松村茂雄委員と13番、川口洋委員にお願いいたします。書記につきましては、事務局の上村となります。

それでは、議事に入ります。

議題第1号、「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは議題第1号の説明をさせていただきます。

P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)

申請地はP2の航空写真をご覧ください。整理番号1は①と書いている箇所になります。トラクターの乗り入れができない農地だったため、30年以上耕作されておらず、P3の現地確認での写真で見て分かるように原野化しています。

整理番号2番は、すべて、30年程前から耕作されておらず、植林し、山林となっております。現地確認写真がP4となります。農用地区域から除外したのちは現況にあわせて非農地証明の手続きをする予定です。

現地確認は、2月18日、右城雄一委員と田岡勇二委員に確認いただいております。

なお、確認されました委員さんより補足説明がありましたらお願いします。

委 員： 今、説明があつたとおりで問題ないと思います。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。無ければ、本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題第1号については承認されました。

続いて、議題第2号「地域計画変更(案)に対する意見聴取について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは議題第2号の説明をさせていただきます。

P5が地域計画変更(案)に対する意見聴取の依頼文書がきております。

今回の変更箇所は、1点目は、議題1の農振農用地区域から除外をする場合は、地域計画も変更する必要があります。P6に今回除外する予定がはいつておる目標地図となります。青で囲んでいる箇所が2箇所あります。

現在は、今後検討の白地になっていますが、除外後、非農地となった際には、目標地図より削除するものとします。

2点目は、別紙地図をご覧ください。

昨年4月から今年1月までに承認された農地法第3条で、所有者が変更になったことで、目標地図の耕作者が変更になることと、非農地証明願により農地ではなくなった箇所を目標地図から削除したものです。

地域計画変更の際は、農業委員会に意見聴取しなければいけなくなっているのです。意見を求めるものです。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員：この白地は今後どのようにしていきますか。

事務局：地域計画の目標地図は、中山間の集落協定や多面交付金を中心に色付けしており、集落の協定がない地域などの聞き取りがまだできていないことと、農振農用地区域を入れるということがあり、農振の計画の全体見直しが10年以上できていないということで、整理ができていません。今後、全体見直しも進めながら目標地図の整理をしていきます。

会長：他にはありませんか。  
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員：挙手

会長：全員賛成ですので、議題第2号については承認されました。  
続いて、議題第3号、「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1の説明を事務局よりお願いします。

事務局：それでは説明をさせていただきます。  
P7をご覧ください。(資料に基づき説明。)  
申請地は、P8となります。道沿いにある赤で囲んだ農地になります。  
この申請農地は、譲受人の住居から500mの箇所であり、水稻を栽培する計画です。譲受人の農作業歴は、20年で、農業に従事する日数は260日で農機具も保有されているので問題ないと考えます。  
現地の確認写真はP9になります。令和8年2月18日に、右城雄一委員と田岡勇二委員とで確認しております。  
尚、確認されました委員さんより補足説明がありましたらお願いいたします。

会長：ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。  
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員：挙手

会長：全員賛成ですので、議題第3号、審議番号1番については承認されました。  
続いて、審議番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、説明をさせていただきます。  
P7をご覧ください。(資料に基づき説明。)申請地は、P10となります。下津野の農地で、赤で囲んだ②という農地になります。譲受人の住居より約4km、車で10分ほどです。申請地周辺で他にも農地を所有しています。取得後は水稻作付する計画です。譲受人の農作業歴は20年で、農業に従事する日数は150日でクリアされており、問題ないと考えます。  
現地の確認写真はP9となります。令和8年2月17日に川村隆重会長と松葉晶夫委員とで確認しております。  
尚、確認されました委員さんより補足説明がありましたらお願いいたします。

会長：ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。  
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議案第3号、審議番号2番については承認されました。  
続いて、審議番号3番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、説明をさせていただきます。  
P7をご覧ください。(資料に基づき説明。)  
申請地は、P10となり、審議番号2の農地の近くです。赤で囲んだ③という農地です。  
譲受人は審議番号2と同じですので、省略させていただきます。  
現地の確認写真はP11になります。審議番号2と同じ日に行っています。  
尚、確認されました委員さんより補足説明がありましたらお願いいたします。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。  
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題第3号、審議番号3番については承認されました。  
続いて、審議番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号4の説明をさせていただきます。  
P7をご覧ください。(資料に基づき説明。)  
申請地は、P12となります。  
譲受人の住居より約300mで、取得後は野菜を作付する計画です。譲受人の農作業歴は10  
年で、農業に従事する日数は200日でクリアされており、問題ないと考えます。  
現地の確認写真はP11になります。令和8年2月24日に、澤田紀夫委員と澤田博委員  
とで確認しております。  
尚、確認されました委員さんより補足説明がありましたらお願いいたします。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。  
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題第3号、審議番号4番については承認されました。  
続いて、審議番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、説明をさせていただきます。  
P13をご覧ください。(資料に基づき説明。)

申請地は、P14となります。● ●。この農地はP15でもわかるように、公図と  
現地が違っていることにより、農地のシステムで測り農地の面積をだしております。またこの  
ハウスがたっている農地には登記簿地目原野の筆が1筆はっております。原野がはいつてい  
ることと現地と公図が合っていないため、中間管理機構では扱えないということで、農地法第  
3条の賃借権の設定での申請となっております。昨年末で利用権の設定の終期がきたことによ  
り手続きをするものです。

この申請地は、譲受人の住居より約5km、車で10分ほどです。このハウスでは花卉を栽  
培する予定です。譲受人の農作業歴は7年です。農業従事日数は、320日でクリアされてお

り、問題ないと考えます。

現地の確認写真は P16 です。令和8年2月21日に、澤田耕一委員と真鍋朋三委員とで確認しております。

尚、確認されました委員さんより補足説明がありましたらお願いいたします。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。  
無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題第3号、審議番号5番については承認されました。  
続いて、議題第4号、農用地利用集積等促進計画（案）について審議番号1号の説明を事務局よりお願いします。

事務局： それでは、説明をいたします。農地中間管理機構を通して農地を貸借するものです。  
P17をご覧ください。（資料に基づき説明。）  
場所はP19の大石中央線沿いの赤で囲んだ農地になります。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。  
無ければ、本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、審議番号1号については承認されました。  
続いて、審議番号2号の説明を事務局よりお願いします。

事務局： それでは、説明をいたします。  
P17をご覧ください。（資料に基づき説明。）  
場所はP20の助藤の赤の農地になります。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。  
無ければ、本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、審議番号2号については承認されました。  
続いて、審議番号3号の説明を事務局よりお願いします。

事務局： それでは、説明をいたします。  
P18をご覧ください。（資料に基づき説明。）  
場所はP21の助藤の赤の農地になります。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。  
無ければ、本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、審議番号3号については承認されました。

続いて、議題第5号、非農地証明願について、説明を事務局よりお願いします。

事務局： それでは、説明をいたします。

P22をご覧ください。(資料に基づき説明。)

P23が申請地となります。赤で囲んだ3カ所が申請地です。● ●はP24に公図も載せていますが、国調で筆界未定となっています。申請者への聞き取りと国調前の公図で確認し、P23で斜線を入れている箇所であると確認しております。筆界未定のこの筆全体は航空写真でも確認できるように山林となっています。非農地であることが確認できると思われま

す。● ●は現地を確認すると竹藪となっていますし、● ●は原野化しております。

現地確認写真はP25になります。2月24日に、澤田博委員と伊藤彰信委員に確認いただいております。

なお、確認されました委員さんより補足説明がありましたらお願いします。

委員： 申請地は、写真でも確認できるように、竹藪、山林となっております。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。無ければ、本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題第5号については承認されました。

続いて、議題第6の利用権の終了について事務局より報告をお願いします。

事務局： それでは報告いたします。

P26をご覧ください。(資料に基づき報告)

会長： 議題6について事務局より報告がありました。

続いて、議題第7の農地法第3条の3(相続による権利移動)について事務局より報告をお願いします。

事務局： それでは報告いたします。

P27をご覧ください。(資料に基づき報告)

会長： 議題7について事務局より報告がありました。

続いて、議題第8号「その他の件」にうつります。

各委員より報告があればお願いします。

(報告事項の確認)

会長： 事務局より何かございませんか。

事務局： 事務連絡

会長： 次回定例会について事務局より提案をお願いします。

事務局： 次回定例会は3月25日(水)本山町役場議場で提案したいと思います。開始時間の協議をお願いします。

会 長： 3月25日でどうでしょうか。  
25日でよければ、開始時間はどのようにしましょうか。  
それでは3月25日水曜日、農地パトロールを行ってから定例会を行います。

以上で、2月定例農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。